

館山市農業委員会交際費支出基準

平成 29 年 7 月

「会長交際費」とは、円滑な農地行政運営を図るために、会長が農業委員会を代表して行う交際に要する経費で、慶事・弔事などです。支出に当たっては、社会通念上妥当な範囲で必要最小限にとどめるよう配慮しています。

項 目	行 事 等 内 容	基 準 金 額
1. 祝金等	① 農林関係の叙勲受賞祝賀会、その他農林関係功労者・団体の各種受賞・表彰祝賀会 ② その他農林関係に係る団体の祝事	5 千円～1 万円 (会費が明確なものは、会費相当額)
2. 弔慰金	次の、支出対象者とする。 ① 県内の農業委員会会長（現職） ② <u>農業委員・農地利用最適化推進委員</u> （現職） ③ <u>農業委員・農地利用最適化推進委員</u> 現職の親族（ただし、同居の父母・配偶者とする。）	1 万円
	④ <u>元農業委員・元農地利用最適化推進委員</u>	5 千円
	∴香典返しは受け取らないこととする。	
3. その他	① 上記の外、農業委員会の円滑な運営に必要と認められる場合は、その都度検討する。	相当額